

お客様各位

2022年10月3日

石巻商工信用組合

当座勘定規定等の改定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、2022年11月より電子交換所による交換決済の開始を決定しました。これにより、全国各地に設置されている現在の手形交換所は「廃止」となり、原則すべての小切手・手形が電子交換所での取扱となります。

これに伴い、当組合は当座勘定規定および手形用法・小切手用法を下記の通り改定致します。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定日 令和4年11月4日（金）
2. 改定する規定等
 - ・ 当座勘定規定（一般用・専用約束手形口）
 - ・ 手形用法および小切手用法
3. 当座勘定規定の主な改正点
 - (1) 振出人等への支払済手形の受戻し期限と同期限経過後の取扱を追加
 - (2) イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定を追加
 - (3) 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止※に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

※ 廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日となります。
4. 手形用法・小切手用法の主な改正点
 - (1) チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」（カンマ）を印字するよう規定を追加
 - (2) 使用可能文字を一覧化し追加
 - (3) 金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加
5. 添付資料 当座勘定規定（一般用・専用約束手形口用） 新旧対照表
6. 改定後の規定

[・当座勘定規定（一般用）](#)

[・当座勘定規定（専用約束手形口用）](#)

（手形用法および小切手用法は上記規定に付随しております）

※ 電子交換所の詳細につきましては、[こちら（全銀協作成リーフレット）](#)をご覧ください

以上

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

現 行	改定後
<p>第1条 ～ 第6条 (変更なし)</p> <p>第7条 (手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (新設)</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (新設)</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第1条 ～ 第6条 (変更なし)</p> <p>第7条 (手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条 ～ 第16条 (変更なし)</p> <p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
<p>第9条 ～ 第16条 (変更なし)</p> <p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第9条 ～ 第16条 (変更なし)</p> <p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組</p>

現 行	改定後
<p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p>	<p>合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず)</u> を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同左</p>
<p>第 18 条 ~ 第 28 条 (変更なし)</p>	<p>第 18 条 ~ 第 28 条 (変更なし)</p>
<p>第 29 条 (個人信用情報センターへの登録) <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が 1 つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>第 30 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺) (変更なし)</p>	<p>第 29 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺) (変更なし)</p>
<p>第 31 条. (規定の変更) (変更なし)</p>	<p>第 30 条. (規定の変更) (変更なし)</p>
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. ~ 3. (変更なし)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾</u>など改ざんしにくい文</p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. ~ 3. (変更なし)</p> <p>4. (1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「<u>※</u>」、「<u>★</u>」などの終止符号を<u>印字するほか、3 桁ごとに「,」を</u>印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにく</p>

現 行

字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(新 設)

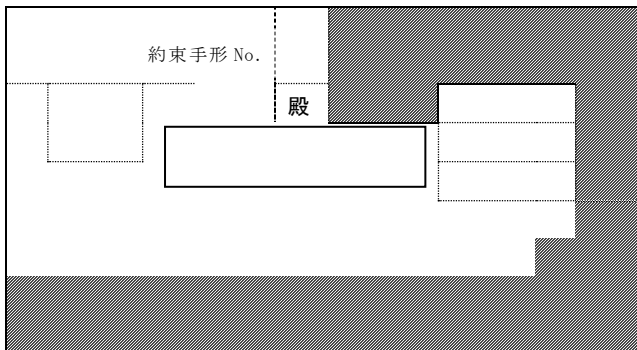
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。

7. ~ 9. (変更なし)

(新 設)

以 上



為替手形用法

1. ~ 4. (変更なし)
5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、

改定後

い文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。

7. ~ 9. (変更なし)

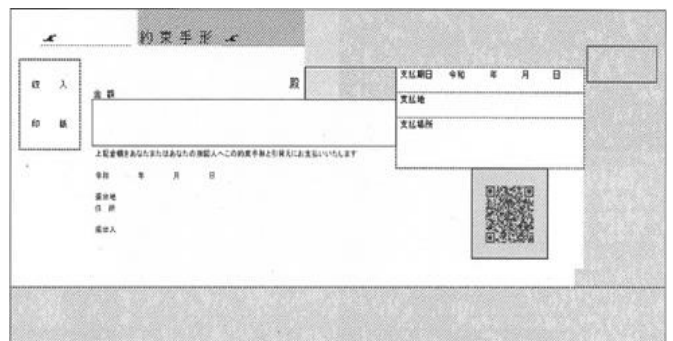
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4
漢数字	壹	貳	参	肆
	5	6	7	8
漢数字	五	六	七	八
	10	100	1,000	10,000
漢数字	拾	百	千	万

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

●約束手形用紙



為替手形用法

1. ~ 4. (変更なし)
5. (1) 同左
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、

現 行

3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

(新 設)

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

7. ~ 11. (変更なし) 以 上

(新 設)

改定後

3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。

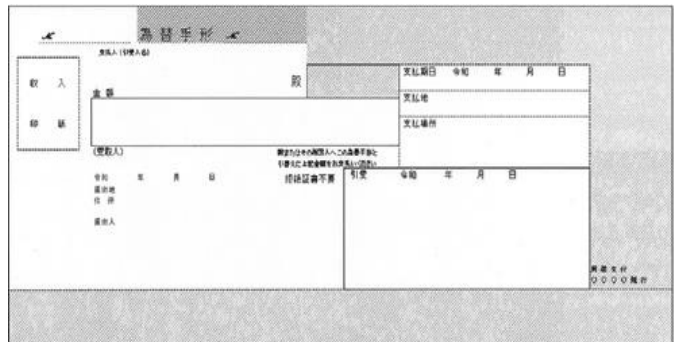
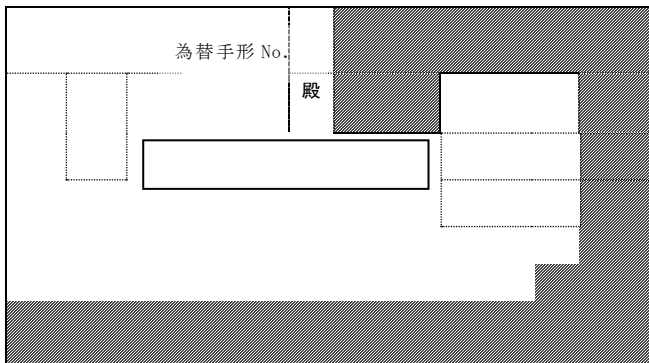
7. ~ 11. (変更なし) 以 上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4
漢数字	壹	貳	参	肆
	5	6	7	8
漢数字	五	陸	柒	捌
	10	100	1,000	10,000
漢数字	拾	百	千	万

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙



現 行	改定後																														
<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>1. ～ 3. (変更なし)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないで下さい。</p> <p>7. ～ 9. (変更なし)</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>1. ～ 3. (変更なし)</p> <p>4. (1) 同左 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりにには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7. ～ 9. (変更なし)</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="821 1429 1481 1706"> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>貳</td> <td>參</td> <td>肆</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>五</td> <td>陸</td> <td>柒</td> <td>捌</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>拾</td> <td>百</td> <td>千</td> <td>萬</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億</u> <u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		1	2	3	4	漢数字	壹	貳	參	肆		5	6	7	8	漢数字	五	陸	柒	捌		10	100	1,000	10,000	漢数字	拾	百	千	萬
	1	2	3	4																											
漢数字	壹	貳	參	肆																											
	5	6	7	8																											
漢数字	五	陸	柒	捌																											
	10	100	1,000	10,000																											
漢数字	拾	百	千	萬																											

当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

現行	改定後
<p>第1条 ～ 第6条 (変更なし)</p> <p>第7条 (手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</u></p> <p>第8条 (手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p style="text-align: center;">. <u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第9条 ～ 第14条 (変更なし)</p> <p>第15条 (印鑑照合等) (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>第1条 ～ 第6条 (変更なし)</p> <p>第7条 (手形の支払) (1) 同左</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 同左</u></p> <p>第8条 (手形用紙) (1) 同左</p> <p><u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(3) 同左</u></p> <p><u>(4) 同左</u></p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条 ～ 第14条 (変更なし)</p> <p>第15条 (印鑑照合等) (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みま</u>す) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>

(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第16条 ~ 第25条 (変更なし)

第26条 (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとし、

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第27条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)
(変更なし)

第28条 (規定の変更)
(変更なし)

約束手形用法

- 1. ~ 3. (変更なし)
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

(新設)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい

(3) 同左

第16条 ~ 第25条 (変更なし)

削除

第26条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)
(変更なし)

第27条 (規定の変更)
(変更なし)

約束手形用法

- 1. ~ 3. (変更なし)
 - 4. (1) 同左
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい

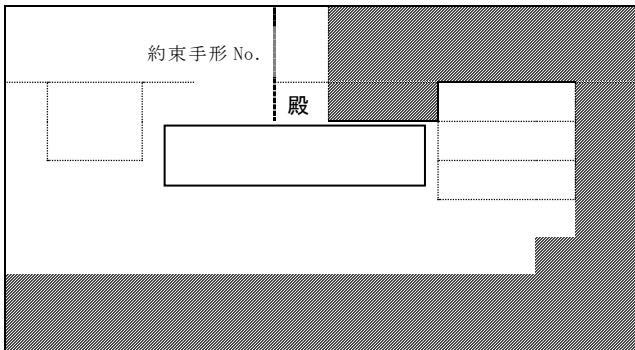
手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。

7. ~ 9. (変更なし)

(新設)

以上



手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重なることがないようにしてください。

7. ~ 9. (変更なし)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4	
漢数字	壹	弍	弍	貳	貳	參	參	肆
	5		6		7		8	
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	捌
	10		100		1,000		10,000	
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	万

くその他）金、円、圓（円の異体字）、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください

以上

●約束手形用紙

